

私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会
ホームページ運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会会則第9条第1項第2号に基づき設置された京都地区協議会ホームページ運営委員会(以下委員会という)に関する必要な事項を定める。

(事業)

第2条 委員会は京都地区協議会のホームページ及びメーリングリストの管理・運営・更新作業を行うため次の事項を扱う。

- (1)私立大学図書館協会(以下協会という)から依頼されたもの
 - (2)京都地区協議会(以下協議会という)から依頼されたもの
 - (3)協議会相互協力委員会から依頼されたもの
 - (4)その他委員会で必要と認められたもの
- 2 ホームページの運用に関わる詳細は別途定める。

(委員)

第3条 委員会の構成員は次のとおりとする。

- (1)協議会理事校から1名
 - (2)協議会相互協力委員会委員長館から1名
 - (3)協議会加盟館から選出された2名
- 2 委員及び委員長は協議会総会で選出する。
 - 3 委員長は協会ホームページ委員を兼任する。
 - 4 委員の委嘱は協議会理事校が行う。
 - 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員長は議長となり、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、第2条に定めることを達成するために必要な事項について審議する。
- 3 委員会で審議した事項については、協議会に報告する。

(経費)

第5条 委員会の経費は、協議会からの交付金その他の収入をもって充てる。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、協議会の承認を必要とする。

(附則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行改正する。